

1 施策の目的

1 規約

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設である中井さくら（児童部）の設置及び管理運営に関する事務。

組合が設置する施設において行う障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所事業に関する事務。

2 運営方針

管内の原則 18 歳未満の入所した利用者（知的障害児）の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性及び発達段階に応じた個別支援を行うことで、可能な限り障害を軽減し、社会参加への適応能力を高めながら豊かな日常生活を送ってもらえるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・幼少期の児童については、放課後等デイサービスを利用するなど地域で生活できる環境にあり、幼少期の入所依頼はほとんどない。
- ・行動パターンやこだわり、他害等の特性が固定化し、養育が困難な状況になってからの入所が増える傾向にあり、支援自体が困難で個別対応が必要となっている。
- ・入所児童に ADL の自立度や能力に大きく差があり、十分な対応や個別支援が難しく、障害特性が高度化・多様化する児童の更なる支援強化が求められている。
- ・虐待等による措置入所や緊急一時保護の受け入れに対応する支援体制の強化及び短期入所や日中一時支援の体制づくりが求められている。
- ・地域移行や就労及び自立生活に繋がるような支援の充実や環境整備が求められている。

3 これまでの取組成果と現況

- ・指導職員については、近年の障害特性が高度化・多様化したことにより、専門的知識の習得が不可欠なことから、幅広い分野での専門研修の機会が持てるように研修計画を策定し、役職を問わず実践した。
- ・利用児支援については、個別支援計画の充実に向け、利用児・保護者の意見を十分に取り入れるとともに、職員の周知を図り取り組んできた。
- ・重度利用児については、社会復帰は困難であるが、日常の指導訓練により、少しでも自立できる能力を引き出す工夫を行ってきた。
- ・社会復帰が可能な利用児については、自立できるように日常の指導訓練を行ってきた。

主な取組み

昭和 36 年 6 月 知的障害児施設いじみの学園開設

平成 24 年 3 月 新体系福祉型障害児入所施設移行により、定員を 5 名に変更

平成 30 年 5 月 福祉型障害児入所施設中井さくら園として移転改築（定員 5 名、短期入所 3 名）

4 施策の目標

- ・個別支援計画の達成率（達成率 5 段階評価中、4 以上の達成者数の割合）
100%【参考値：H30 年度 50%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・利用児が楽しみを持ちながら、社会性を身に付けるための経験や自立に向けた ADL の向上に繋がる支援計画を作成し、家庭や学校、地域とともに取り組みます。
- ・職員間のコミュニケーションを円滑に行い、会議の簡素化や行事の見直し等の効率化に努め、より一層の利用者支援の充実を努めます。
- ・児童教育、発達障害、心理ケア等の理解と知識の習得を図り、研修等により人材育成に努めます。
- ・知的、発達障害児の対応や短期、日中一時利用児に対応するために職員の配置も含めた支援体制の強化に努めます。
- ・地域の方や近隣施設との交流の場を設け、地域に根ざした施設を目指します。
- ・服薬マニュアルに基づき、マニュアルを徹底し服薬事故の防止に努めます。
- ・感染症対策マニュアルに基づいた感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
- ・栄養アセスメントに基づいた、利用児に適したバランスの良い食事を提供するとともに、行事食の充実など、楽しく食事ができる工夫を行います。

6 事務事業の目標

- ・施設内研修の実施 年 2 回【参考値：H30 年度 年 2 回】
- ・定員充足率 100%【参考値：H30 年度 80%】
- ・地域との交流の場の開催 年 1 回【参考値：H30 年度 年 1 回】
- ・重大な誤薬事故 年 0 件【参考値：H30 年度 年 0 件】
- ・利用児の感染症発症児数 年 0 人【参考値：H30 年度 年 2 人】

